

早稲田カードStudents・校友会について

入学手続きが完了したら、「早稲田カードStudents」への加入手続きもお願いいたします。
学生生活をより便利に、よりお得に過ごすための早稲田大学公式のクレジットカードです。



早稲田カード Students

教科書・書籍

10%

割引

生協食堂

20%

割引

在学中
年会費

無料

利用限度額

10万円

(原則)

キャッシング・
リボルビング
利用不可

各種保険付帯

◆効果的な利用方法の例：

- ・教科書購入：各学期の教科書購入費が25,000円（本体価格）の場合、4年間で20,000円の節約（教科書10%割引）
- ・生協食堂利用：生協食堂で700円の昼食を週5回食べた場合、1週間で700円（1食分）の節約（生協食堂20%割引）
- ・海外留学など：事前にカード会社に申請することで一時的に利用限度額を引き上げることができます。
- ・サークルや友人との旅行：利用額に応じてカード会社毎のお得なポイントが貯まります。

◆「早稲田カードStudents」資料請求・申し込み

早稲田カードWebサイト http://wasedacard.jp/card_lineup_students

※クレジットカードの発行までの期間は標準で1か月程度です。早めのお申込みをお願いします。



早稲田大学校友会

「早稲田大学校友会」は、早稲田大学の第一回卒業生が出た翌年の1885年に発足した、本学卒業生・教職員等で構成される同窓会組織で、現在、約68万人の校友（卒業生）が日本全国、世界各地で活躍しています。奨学金等の金銭的支援はもちろんのこと、部活動、サークル活動、ボランティア活動等での支援、就職活動におけるキャリア支援等、様々な場面で現役学生の皆さんを力強く応援しています。

●母校・在学生支援の一例 2023年度母校・在学生支援総額：約2億3,418万円

- ・校友の支援で支給している返済不要の給付型奨学金や母校支援の例：

めざせ！都の西北奨学金、校友会給付奨学金、海外派遣留学奨学金、早稲田大学応援基金等への寄附

●校友会事業・サービスの一例

早稲田カード事業支援、稲門祭などのイベントの実施、コミュニケーション誌『早稲田学報』の送付など。校友会の事業・サービスの詳細は、下記Webサイトをご参照ください。

<https://www.wasedaalumni.jp/about/project.html>



◇校友会費

校友会の活動を支えているのは、校友の皆さまからお納めいただいている年額5,000円の校友会費です。準会員である学部・大学院生の皆さまにも会費10年分（割引適用で40,000円）をご納入いただいております。標準修業年限の最終学年・最終学期の学費と共に引落としとなりますので、学費引落としの前に、大学から送付されるお知らせをご確認ください。会費を納入することで、学生支援活動にもつながるほか、ご本人様も校友ラウンジへの入館が可能になるなど、各種会員サービスがございますので、是非ご利用ください。校友会へのご理解とご支援を何とぞよろしくお願いたします。

※学部学生には、学士入学者、編入学者、転部、転課程、転専修の学生も含まれます（再入学、科目等履修生など一部の方は対象外です）。

※大学院生は、他大学出身の修士課程・専門職学位課程入学者が対象です（本学学部出身者、編入学、一貫制博士課程、博士後期課程、科目等履修生など一部の方は対象外です）。

※早期卒業をする場合、納入のタイミングは、卒業を予定している学年の最終学期です。

経済的な理由などで本会費の納入が難しい方は、下段の「校友会規則 準会員納入会費に関する内規」をご一読いただいた上で、校友会事務局までご連絡ください。

校友会規則 準会員納入会費に関する内規 <https://www.wasedaalumni.jp/about/bylaws.html>



(内規の根拠)

第1条 この内規は、会費規程第6条に基づいて定めるもので、準会員納入会費については、この内規に従う。

(会費納入の時期)

第2条 会費は、準会員本人もしくは保護者等の学費納入者が標準修業年限最終学年の最終学期の学費とともに諸会費として納入するものとする。ただし、所属学部・研究科の制度で早期卒業をする場合は、卒業・修了を予定している学年の最終学期の学費とともに諸会費として納入するものとする。

(会費の返還)

第3条 校友会は、次の各号に掲げる場合は、納入された会費の全額を返還するものとする。

- 一 会費納入済みの準会員が、退学、抹籍等の理由により正会員となることができなかった場合
 - 二 会費納入済みの準会員が、正会員となる前に、準会員の進路未決定、保護者等の家計急変等特段の理由により保護者等の会費納入者が校友会に対して会費の返還の請求をした場合
- 2 校友会は、会費納入済みの準会員が正会員となった後に、本人その他正当な権利者（以後、本人等という）が、校友会に対して会費の返還の請求をした場合は、次に定める算式により算出した額を返還する。この場合において、返金する金額を減算する対象年度（以下「減算対象年度」という）は、会費納入済みの準会員が正会員となった会計年度から起算して、本人等が所定の会費返還の請求手続を行った会計年度までとする。

算式

納入済みの会費総額－減算対象年度の数×5,000円

3 第1項第2号および第2項の場合において、校友会は、返還を請求する理由等の確認のために、当該会員と面談するものとする。

(説明責任)

第4条 この制度については、入学時より準会員および保護者等に対して、次の各号に定める方法等で説明するものとする。

- 一 入試要項、入学手続書類等に費目と金額を明記すること
- 二 入学後は学生および保護者等に対し、校友会活動やこの制度の趣旨・概要および提供されるサービスなどの周知に努めること
- 三 その他必要に応じた適宜の方法によって周知に努めること

【お問い合わせ】早稲田大学校友会事務局（TEL：03-3202-8040、メール：alumni@list.waseda.jp）